

# 恵那市屋外広告物条例について

## ■屋外広告物の表示ルールと手続きの概要

まちの良好な景観づくりや風致を守るため、また、屋外広告物の落下など人への危害を防止するために、屋外広告物についての必要なルールを定めたもので、平成28年4月から運用しています。

市内において、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件を設置する場合は、原則として許可申請手続きが必要となります。



## V 屋外広告物の設置・表示などの手続き

### 許可・申請の流れ

#### 【屋外広告物を設置・表示する方へ】

##### ○ 許可申請に伴い、手数料がかかります

設置・表示する広告物の数や表示面積に応じて許可手数料がかかります。(新設・更新・変更)  
詳細は担当課までお問合せください。

##### ○ 関係法令の許可が必要となる場合があります

道路を占有・使用する場合には、道路占用許可や道路使用許可が必要となります。また、高さが4mを超える広告塔や広告板等を設置する場合には建築確認が必要です。

##### ○ 良好な状態を保つようしてください

屋外広告物の倒壊や落下を防ぐため、管理者は、安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようしてください。

工事施工者は、屋外広告業登録業者であることをご確認ください。

#### 完成写真の提出

許可シールを貼ってください。

#### 撤去

#### 変更・改造

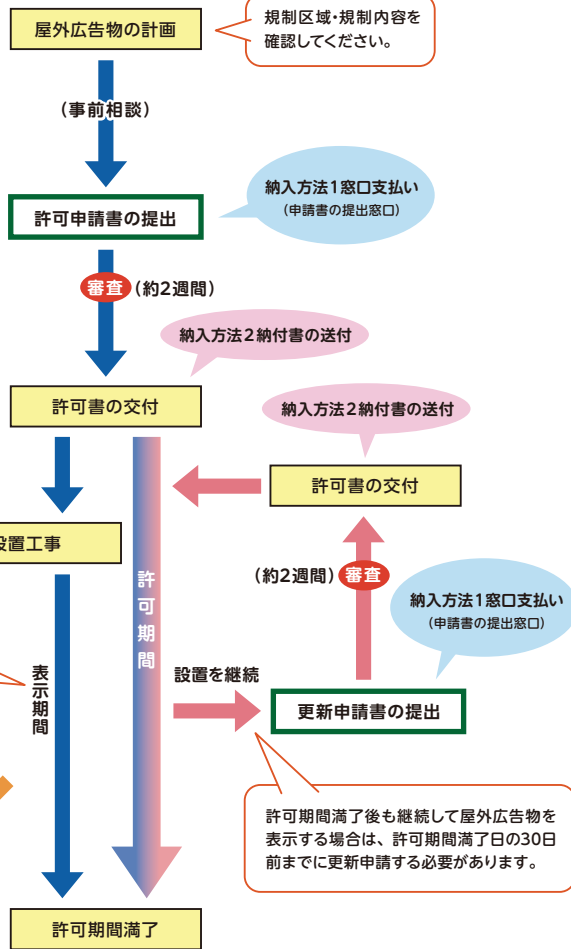
#### 変更許可申請書の提出

#### 【お問合せ先】

恵那市役所 建設部 都市整備課

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1(本庁舎2階)

TEL: 0573-26-2111 FAX: 0573-25-8294



## I 屋外広告物とは

次の4つの条件を全て満たすものをいいます。その内容が営利的かどうかは問いません。

表示内容については、文字だけではなく、商標、シンボルマーク、写真などの一定のイメージを与えるものを含みます。

### 1. 「常時又は一定の期間継続して表示」されるもの

・4、5日程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱います。

### 2. 「屋外で表示」されるもの

・建物のガラスの内側に貼られたものなど屋内に存在するものは法の規制の対象にはなりません。

### 3. 「公衆に表示」されるもの

・単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、建物の管理権等から総合的に判断します。

### 4. 「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示」されるもの

・「その他の工作物等」とは、煙突や塀、岩石、樹木等をいいます。

## 【広告物等のあり方】

### 設置場所・デザイン等

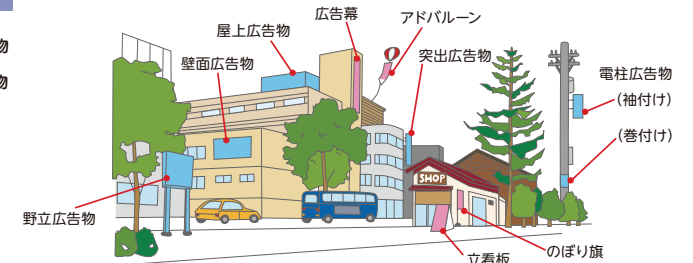
- ① 周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置すること。
- ② 必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留めること。
- ③ 建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化すること。
- ④ 全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮をすること。

### 色彩等

- ① 高彩度を地色(主要な下地の色)として全面に使用しないこと。(彩度8以下が目安)
- ② 農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、建築物になじませること。

## 主な屋外広告物の種類

- 固定広告物
- 簡易広告物



## II 禁止物件について (原則として屋外広告物を掲出することができません)

1. **主なものとして以下に掲げる物件があります**  
・橋りょう、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯、街路樹、信号機、道路標識、消火せん、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所など
2. **電柱、街灯柱その他これに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗もしくは立看板等を掲出できません**  
(電柱に巻き付け・添架する場合のみ許可)
3. **道路の路面には、広告物を表示できません**

## III 禁止地域及び許可地域について

**禁止地域** (原則として屋外広告物を掲出することができない地域)

市内における具体的な禁止地域は、次のとおりです

①都市計画法により定められた区域 (条例第4条第1号)

第1種及び第2種低層住居専用地域

②文化財保護法等により指定された区域 (条例第4条第2号)

武並神社本殿(大井町)の周囲から50m以内の区域  
ヒトツバタゴ自生地(笠置町姫栗)、傘岩(大井町奥戸)  
正家廃寺跡(長島町正家寺平)、富田ハナノキ自生地(岩村町富田大洞)  
伝統的建造物群保存地区(岩村町本通り)から展望できる地域

③自然環境保全法、岐阜県自然環境保全条例により指定された区域(条例第4条第6号)

天瀑山(岩村町)、大船神社(上矢作町)

④高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の市内全区間 (条例第4条第7号)

中央自動車道

⑤道路、鉄道等で市長が指定する区間(条例第4条第8号)

国道19号(瑞浪市境～田邊橋、明知鉄道との交点～中津川市境)  
国道257号(愛知県豊田市境～国道19号との交点)  
県道恵那峡公園線(奉行橋～県道恵那白川線との交点)  
東海旅客鉄道中央本線の市内全区間

⑥道路、鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域(条例第4条第9号)

中央自動車道の路線の両側500m未満の区域(用途地域が定められている区域を除きます)

※主な地域は上記のとおりですが、詳しくは担当課までお問い合わせください。

**許可地域** (原則として屋外広告物を掲出するのに許可が必要な地域)

**禁止地域を除く市内全域が許可地域となります。**  
**一定の規格、基準に適合しなければなりません。**

## IV 許可の基準について

### ■共通基準

マンセル値による色彩の推奨基準(彩度8以下)

### ■個別基準

1. **自家広告物：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの**

許可地域	広告物の種類	設置基準
	野立広告物	・表示面積:1基50㎡以下・高さ:15m以下
	屋上広告物	・個数:1つの建築物につき1個(堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ・表示面積:20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・高さ:地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下
	壁面広告物	・表示面積:次の2つとも満たすこと ・1個30㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下
	突出広告物	・個数:1壁面につき1個(堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ・表示面積:20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・下端の高さ:歩道上にあっては地表から2.5m以上、車道上にあっては地表から4.7m以上 ・道路上への出幅:1m以下

禁止地域	広告物の種類	設置基準
	野立広告物 屋上広告物	・表示面積:1事業所等につき表示面積の合計が50㎡以下 ・その他の基準:広告物の種類に応じて許可地域の設置基準と同じ
	壁面広告物 突出広告物	

※ただし、1事業所等あたり合計10㎡以下のものについては許可申請不要

2. **案内用広告物：自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの  
道標等：道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物**

許可地域	広告物の種類	道路及び鉄道で、市長が指定する区域 <sup>⑥</sup> で用途地域外の設置基準	左の区域以外の設置基準
	野立広告物	・表示面積:1面4㎡以下 合計8㎡以下 ○集合看板1面20㎡以下 合計40㎡以下 ・高さ:5m以下	・表示面積:1面20㎡以下 合計40㎡以下 ・高さ:広告塔15m以下、その他10m以下
	屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	・広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準と同じ	・広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準と同じ

禁止地域	広告物の種類	設置基準
	野立広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	・表示面積:1面2㎡以下 合計4㎡以下 ○集合看板1面10㎡以下 合計20㎡以下 ・高さ:野立広告物のみ5m以下 ・その他の基準:広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準と同じ

※ただし、道標等は2㎡以下のものについては許可申請不要

⑥の区域

- ・中央自動車道の両側1,000m以内の区域(禁止地域等の区域を除く)
- ・国道19号、国道257号、国道363号、県道恵那峡公園線(奉行橋から県道恵那白川線との交点までの間)の両側1,000m以内の区域
- ・東海旅客鉄道中央本線、明知鉄道明知線の両側1,000m以内の区域